

新潟市水上消防隊設置及び運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

新潟市消防局訓令第16号

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市水上消防隊設置及び運用規程の一部を改正する規程

新潟市水上消防隊設置及び運用規程（昭和46年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「新潟市災害活動組織及び部隊運用規程（）」の次に「平成19年新潟市消防局訓令第12号。」を加える。

第7条第1号中「及び航行しうる」を「、航行しうる海域及び」に改める。

第8条中「救難出動」を「救助出動」に改める。

第15条を削り、第16条中「航海日誌（別記様式第1号）」を「船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第11条に規定する航海日誌」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「別記様式第3号により」を「別記様式第2号により記録し、」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とし、第21条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

第34条第6号中「脱落損傷老化」を「脱落、損傷及び老朽化」に改め、同条を第33条とする。

第35条を第34条とする。

第36条第5号中「難ける」を「避ける」に改め、同条を第35条とする。

第37条を第36条とする。

第38条第6号中「ながく」を「長時間」に改め、同条を第37条とする。

第39条を第38条とし、第40条を第39条とする。

第41条第5号中「適否検査補給」を「適否検査及び補給」に改め、同条を第40条とする。

第42条を第41条とする。

第43条中「毎年春」を「毎年」に改め、同条を第42条とする。

別記様式第3号（第18条関係）

<p>消 防 艇 災 害 出 動 報 告</p> <p>新潟市中央消防署水上消防隊</p> <p>隊 長</p> <p>操縦士</p>												
災害事故種別												
災害場所												
関係者	住所 氏名 ()											
船名・国籍							総屯数	屯				
船種						船籍港						
災害年月日	年 月 日					出火	時 分					
						鎮火	時 分					
天 候	天気		風向		風速	m/s	湿度	%	気温	℃		
覚知時刻	日 時 分				活動開始時刻	日 時 分						
受命時刻	日 時 分				活動終了時刻	日 時 分						
出動時刻	日 時 分				現場引揚時刻	日 時 分						
到着時間	日 時 分				帰港時刻	日 時 分						
平均速度	ノット				現場までの距離	マイル						
総指揮者												
乗船出動 隊員職指名												
備 考												

放水種別	放水口数		ポンプ圧力	ポンプ回転	放水時間	運転機種		放水量
	水	泡				主補	基	
主放水砲	mm 口	口	MPa	RPM	分	主補	基	m ³
放水集合管	mm 口	口	MPa	RPM	分	主補	基	m ³
救難放水口	口	/	MPa	RPM	分	主補	基	m ³
噴霧放水	大小 口	/	MPa	RPM	分	主補	基	m ³
使用給水管	本	連成計	MPa	総放水量				m ³
		油圧計	MPa	薬剤消費量				L
使用水管	本	電流計	A	燃料消費量				L
		火災現場とポンプ位置の状況		m高				m低
操舵機関ポンプ及び機材の状況								
活動状況								
人的被害の状況								
関係機関との協議事項								
災害に使用した資器材								
事故の原因								
備考								

別記様式第4号を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。